

第4節 食品の安全確保対策

【基本的な考え方】

- 私達を取り巻く「食」の現況は、ライフスタイルの変化や食品の生産・加工・製造・保存技術の向上、流通システムの改革、輸入食品の多様化などにより、複雑化、広域化の一途をたどっています。
- こうした状況の中、食品の安全を確保するため、食品衛生法が改正され、令和3(2021)年6月1日から完全施行しました。改正項目の一つとして、すべての食品等事業に HACCP⁴⁶ に沿った衛生管理が義務化されました。
- 食品の安全を確保するためには、食品供給行程の各段階で適正な措置が図られている必要があります。関係部局間の連携を一層強化し、生産から消費に至る安全確保対策を推進します。
- 事業者自らが食品の安全確保の第一義的責任を有していることを認識し、必要な措置を講ずることが求められています。国においては、食品全体の安全性向上を図るため、すべての食品等事業者を対象として HACCP による衛生管理を義務化する方針です。島根県においても、HACCP の普及推進と科学的評価に基づいた安全確保対策を徹底するための助言、支援を行います。
- 消費者に対しては、消費段階での健康被害の発生を防止するため、食品衛生に関する正しい知識を普及するとともに、食品衛生に関する情報の提供等、食品の安全確保に関して理解を深める活動を推進する必要があります。

【現状と課題】

- 食中毒の発生は営業施設を原因施設とするものは減少したものの、家庭での発生が増加しており、特に魚介類を生食することによる寄生虫の食中毒が増加しています。
- HACCP の取組や食品表示法による適正表示が実施されるよう関係機関や業界団体と連携して講習会やセミナーの開催、保健所における指導・助言を重点的に行う必要があります。

⁴⁶ 安全な食品をつくるための衛生管理手法のことを指します。原材料の入荷から出荷に至る全工程において、発生する可能性のある危害を予め分析し (Hazard Analysis)、この結果を基に衛生管理を行うとともに、その中で特に食中毒原因物質による汚染や異物の混入などの問題の起きやすい工程を把握し (重要管理点 ; Critical Control Point) その工程を集中的に管理することで製品の安全性を確保します。

【施策の方向】

(1) 食品営業施設の監視・指導

- ① 多様化していく食品の安全に係る課題に的確に対応していくため、「食品衛生監視指導計画」を毎年策定し、危害分析を行いながら危害度の高い業種や施設を重点的に監視、指導していきます。また、集団給食施設及び仕出し・弁当屋等に対しては、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく衛生管理の徹底を指導します。
- ② HACCPに基づく衛生管理について、特に小規模事業者に対し、関係機関や業界団体と連携し重点的に指導・助言を行い、より一層衛生管理の徹底を図っていきます。

(2) 食品に関する啓発・情報発信

- ① 家庭による食中毒を防止するため、一般消費者に対して新聞やテレビなど様々な媒体、講習会等あらゆる手段を利用して、食中毒リスク及び予防対策等の情報発信を行い、正しい知識の啓発を行います。
- ② 食品等事業者に対して、魚介類を生食することによる寄生虫の食中毒予防対策の啓発、食品に関する正しい知識の普及を行うとともに、食品衛生関係団体と連携し、食品の安全確保に関する理解を深める活動を推進します。

(3) 食品表示の適正化

- ① 食品表示法の食品表示基準の改定に応じて、表示研修会等を通して食品事業者に周知し、相談対応により適正な食品表示の作成について助言、支援を行います。
- ② 表示適正化を図るため、製造、流通する食品について監視を行います。

(4) 食品等の検査

- ① 「食品衛生法」に基づく規格基準検査のほか、残留農薬、残留抗菌性物質等のモニタリング検査を実施するとともに、GLP（食品信頼性確保システム）に基づく精度管理の徹底を図ります。
- ② 県内産農畜水産物等の検査結果については、農林水産部と連携し、生産段階での安全確保対策の参考にするなど、関係部局間の連携強化を推進します。

(5) 食品に関する苦情・相談等

- ① 保健所、消費者センター等に寄せられた苦情・相談等については、情報を共有化するなど連携を図り、関係部局が一体となり消費者の立場に立った対応を行うことにより、食品に関する不安・不信の解消に努めます。

第5節 健康危機管理体制の構築

【基本的な考え方】

- 「健康危機」とは、食中毒、感染症、毒物劇物等薬物、医療事故その他何らかの原因により、県民の生命、健康危機、健康の安全を脅かす事態をいい、これに対する原因究明のための情報収集・調査、被害拡大防止等の措置、医療体制の整備等を行うことを「健康危機管理」と捉えています。
- 「健康危機」が発生または拡大するおそれがある場合には、県民の生命と安全を守るという観点から、これら「健康危機」に対する迅速かつ適切な対応が求められています。
- 総合的な「健康危機管理体制」を構築するとともに、地域においても「健康危機管理」の拠点である保健所を中心として、市町村、医療機関、警察、消防、その他の関係機関と連携し、「健康危機管理体制」の強化を図ることが必要です。
- 健康危機管理のうち、特に新型インフルエンザ等の新興感染症及び大規模災害については、個別に応じた健康危機管理体制をとる必要があります。

【現状と課題】

- 健康危機に対する体制を確保するため、「島根県健康危機管理対策要綱」、「島根県健康危機対策会議設置要綱」及び「健康危機初動対応マニュアル」等を整備し、原因が推定できない場合や複数の要因が考えられる場合など、不測の事態に備え、迅速かつ的確に対応を図ることとしている。また、地域保健法及び感染症法の改正に伴い、さらなる体制強化を図る必要があります。

(1) 新型インフルエンザ等対策

- 新型インフルエンザ特別措置法に該当する事象が発生した場合は、新型インフルエンザ等に対応する体制をとります。
島根県においては、平成30年1月に「島根県新型インフルエンザ等対策行動計画」を整備しています。健康危機管理対策として、県の関係各部課、市町村及び関係団体等と緊密な連携の下に対応を図る必要があります。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止や、医療機関をはじめライフラインの機能維持など、広範囲での対応が想定されるため、訓練を今後も継続して実施していく必要があります。
島根県においては、年1回以上、新型インフルエンザ等の発生を想定した、国や他地方公共団体との情報伝達訓練や患者発生時の実働訓練を実施し、関係機関との連携等に関し、必要がある場合には、対応マニュアルの改正をしているところです。

(2) 大規模災害対策

- 災害救助法が適用される事象が発生した場合、大規模災害に対応する体制をとります。
- 大規模災害時では、従来の保健・医療の連携に福祉分野を加えた3分野が連携し、包括的な対策をとる必要があります。

【施策の方向】

- ① あらゆる健康危機に対して、「島根県健康危機管理対策要綱」に基づき、迅速かつ適切な対応を図ります。また「島根県健康危機管理対策要綱」、「健康危機平常時対応マニュアル」及び「健康危機初動対応マニュアル」については、今後策定される「健康危機対処計画」等と整合を図ります。
特に、健康危機発生初期時における対応が重要であることを踏まえ、「健康危機平常時対応マニュアル」で定められている平時の体制を備えます。
- ② 平常時に研修・訓練等を実施することにより、専門的な知識を有する医師・獣医師をはじめとした職員の確保・育成を積極的に図ります。
- ③ 迅速な検査及び精度の高い検査機能を維持するため、保健環境科学研究所及び浜田保健所における検査体制の充実を図ります。
- ④ 新型インフルエンザ等対策については、「島根県新型インフルエンザ対策本部規定」及び「島根県新型インフルエンザ等対策推進本部設置要綱」に基づき体制をとり、市町村及び関係団体等と緊密な連携の下に対応を図ります。
- ⑤ 大規模災害時には「保健医療福祉調整本部設置要綱」に基づき体制をとり円滑に本部運用ができるよう、必要に応じて国等に対し災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や災害医療コーディネーター等の派遣要請を行います。また平時には、訓練や研修等を実施していきます。